

議案第 1 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

補助金等に係る職員の不適切な事務処理を受け、市長及び副市長の給与を減額するため、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

17 令和2年10月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額ゝの支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>17 令和2年10月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</u></p>	<p>附 則</p>